

第10章 環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における、当該環境の状況の把握のための措置

10-1 環境影響評価法に基づく事後調査

10-1-1 予測の不確実性が大きい場合及び環境保全措置の効果に係る知見が不十分な場合の調査

事後調査計画の検討に当たっては、以下に示す考え方を基本とした。

- (1) 事後調査の必要性等の検討に当たっては、「予測の不確実性の程度」、「環境保全措置の効果の程度」を勘案する。
- (2) 事後調査項目、手法の選定に当たっては、事後調査の結果が環境影響評価の結果と比較できるような内容とする。
- (3) 事後調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査手法を選定するものとする。
- (4) 事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合又は予測された場合には、関係機関と連携をとり、必要な措置を講ずるものとする。

なお、本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境への影響が大きい付帯施設（発生土置き場）に関する環境保全措置については、その効果を評価書第10章に記載している事後調査により確認する。

10-1-2 具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設に関する環境保全措置の内容をより詳細なものにするための調査

発生土については、本事業内での再利用を図る他、関係自治体の協力を得て他の公共事業や民間事業の事業主体と調整を行い、これらの事業での有効利用を進めていくことを考えている。その際当社（東海旅客鉄道株式会社）は、事業主体の計画に基づき、事業主体が実施する環境保全のための調査及び影響検討に協力していく。

その上で、本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境への影響が大きい付帯施設である発生土置き場等を新たに当社が今後計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に、以下の通り環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を、事後調査として実施する。

- ①調査内容の計画
- ②調査の実施
- ③調査結果に基づく影響検討

発生土置き場の位置や規模、調査結果、影響検討の結果、環境保全措置の計画、及び実施する場合の事後調査の計画については、関係自治体と調整のうえで、関係自治体及び地域の住民の方への公表を行う。

10-2 東京都環境影響評価条例に基づく事後調査

東京都環境影響評価条例に基づく事後調査を実施する。

実施時期及び実施方法、結果の公表等については、関係機関と連携しながら検討していく。

なお、現時点で具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯設備については、今後の影響検討の結果を踏まえた上で実施する。